

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 0 日

学校法人高山短期大学

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 高山短期大学

監 事 野 尻 修 二



監 事 谷 口 裕 典



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人高山短期大学寄附行為第15条に基づき、学校法人高山短期大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたり、理事会及び評議員会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携して計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人高山短期大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、業務及び財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類等は会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以 上